法第８９条ただし書の規定による届出受理事務（物件投下の届出）

本条は、航空機から物件を投下する場合の法第８９条ただし書の規定による届出受理事務について規定する。

（１）届出の趣旨

法第８９条ただし書に規定する届出は、地上又は水上の人又は物件（以下本条において「地上の物件等」という。）の安全を確保するため、航空機からの物件の投下を原則として禁止し、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であって国土交通大臣に届け出たときに限り禁止を解除しようとする趣旨で設けられているものである。

（２）届出

ａ　届出は、物件を投下しようとする場所を管轄区域とする空港事務所長に対し、所定の事項を記載した届出書により行わせなければならない。なお、届出は様式６－１７により行わせることができる。

ｂ　ａの規定にかかわらず、回転翼航空機に係る届出であって、災害対策基本法第２条第１号の災害及びこれに類する事態に際して緊急に支援活動をする必要がある場合については、電話により届出をさせることができる。この場合においては、氏名、使用機材、物件投下の目的、物件の概要、物件の投下場所、危険予防措置等を記録簿（様式６－１７－１）に記録するとともに、速やかに届出書を提出させなければならない。

ｃ　ａ及びｂの規定にかかわらず、災害対策基本法第２４条第１項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第２８条の２第１項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領」に従うものとする。この場合であっても、必要事項をｂに定める記録簿に記録するとともに、後日届出書を提出させなければならない。

ｄ　ａからｃまでの規定にかかわらず、公海上に係るものは国土交通大臣に対し届出をさせなければならない。

（３）届出受理の基準

届出の受理は、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合に限り行うことができる。なお、その判断に当たっては、次に掲げる要件に適合しているか否かを審査するものとする。

ａ　投下方法

航空機から物件を投下しようとする場所（以下本条において「投下場所」という。）に正確に投下が行われるよう飛行の安全に支障のない範囲で十分に低い高度及び速度で実施する計画となっていること。

ｂ　投下場所

（ａ）捜索救難等必要やむを得ない場合を除き、投下場所は、送電線、高圧線等の架線区域及び交通量の多い地域でないこと。

（ｂ）投下する物件の重量、形状、投下方法（落下傘の有無、投下高度、投下速度）、風向、風速等を考慮し、投下場所に地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう充分な余裕面積が確保されていること。

（ｃ）競馬場、野球場その他の競技場等において競技等の開催中に物件を投下しようとする場合は、主催者側の承諾を得ていること。

ｃ　投下時期

投下時期は夜間でないこと。ただし、特定の飛行目的を達成するためにやむを得ない場合であって、投下目標地点及びその近傍を照明する等の安全を確保するための措置が講じられているときはこの限りでない。

ｄ　安全措置

投下された物件が、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう十分な安全措置が講ぜられていること。その判断に当たっては、特に以下の点に留意しなければならない。

（ａ）落下傘付物件

落下傘付物件を投下しようとする場合においては、落下傘が開かない場合又はつりひもが切れた場合においても地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう措置されていること。

（ｂ）農薬剤等

農薬剤等を投下しようとする場合においては、届出書に商品名のほか薬品名が記載されているとともに、危害予防のための措置が講じられていること。

（４）包括的な届出の受理

ａ　同一の届出者が物件の投下を反復して行う場合は、同一の届出書により包括的な届出を受理することができる。この場合において、当該反復行為のできる期間は、原則として１５日以内とする。

ｂ　ａの規定にかかわらず、投下方法、投下場所等の状況の変化が少ないと認められる場合は、１月を限度として同一の届出書による包括的な届出を受理することができる。

ｃ　ａ及びｂの規定にかかわらず、回転翼航空機から物件を投下する場合であって、次の要件を満足する場合に限り、３月を限度として同一の届出書による包括的な届出を受理することができる。

（ａ）当該投下場所において３月以上の投下実績があり、その間安全上の問題を生じていないこと。

（ｂ）当該投下場所に管理者（物件投下が行われる期間、当該場所を管理する者をいう。）があり、現状を確実に把握し、安全を確保する体制が講じられていること。

（ｃ）（３）に規定された事項について期間内の状況変化が少ないと認められること。

ｄ　包括的な届出を受理する場合、期間内であっても届出時から状況の変化があった場合には改めて届出を行わせるものとする。

（５）受理手続

届出を受理した場合又は不受理とした場合には、届出者に対し、その旨を通知するものとする。口頭による届出を受理した場合には、記録簿（様式６－１７－１）にその旨を記録するものとする。

（法第 89 条ただし書関係）　　様式６－１７

物　件　投　下　届　出　書

年　　月　　日

〇〇空港事務所長　〇〇〇〇　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
連絡先	

航空機から物件を投下したいので、航空法第 89 条ただし書の規定に基づき、下記のとおり届け出ます

記

航空機	型式	
	国籍	
	登録記号	
飛行の概要	目的	
	日時	
	経路	別添平面図のとおり。
	高度	
物件投下の目的		
物件の概要	名称	
	形状（規格）	
	重量	
投下場所	（投下地点又は投下地帯及びその周辺の人又は家屋の密集程度は別図のとおりである。	

<table>
<tr><td colspan="2">地上又は水上の人又は物件に対する危害予防措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">操縦者</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>資格</td><td>定期・事業用・自家用</td></tr>
<tr><td>その他参考となる事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式６－１７－１

記　　録　　簿

法第 89 条ただし書の届出

１．申請者

所属・氏名		通報者名	
連絡先			

２．航空機の型式ならびに国籍及び登録記号

３．物件投下日時及び場所

日　時	
場　所	

４．物件投下の状況

（１）高度

（２）物件の概要（形状及び重量）

５．操縦者の氏名及び資格

６．目的　　災害に対する支援活動

７．その他参考となる事項

８．処　　分

月　　日　　時　　分受理	担　　当　　者	